

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

少額減価償却資産の損金算入の時期

《内容》

関与先のA社は、事務機器メーカーである甲社の子会社ですが、この度小売業者向けにクレジットカードの決済端末機のレンタルの事業を開始することになりました。

このレンタルするカード決済端末機は、すべて甲社から購入することになりますが、この場合、レンタルするカード決済端末機は、A社においては減価償却資産となるのでしょうか。ほとんどの端末機は、1単位当たりの取得価額は10万円未満であることから、少額減価償却資産の損金算入制度により、甲社からの購入時において、その購入価額を一括して損金算入できるのでしょうか。

『答』

A社におけるカード決済端末機に係る少額減価償却資産の損金算入制度の適用は、甲社からの購入時ではなく、事業供用日すなわち最初にレンタルした日を含む事業年度において損金経理をすることにより、適用可能となるものと考えられます。

(解説)

1 一般的にレンタル資産に係る少額減価償却資産の損金算入の規定の適用に当たっては、そのレンタル資産の事業供用日の判定が重要となります。すなわち、未だ事業の用に供していない資産は、法人税法上の減価償却資産に該当しませんから、減価償却の開始時期は、その資産を事業の用に供した日となりますが、「耐用年数が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のもの」に係る少額減価償却資産の損金算入の規定（法令133条）、「取得価額が20万円未満のもの」に係る一括償却資産の損金算入の規定（法令133条の2）並びに「取得価額が30万円未満のもの」に係る中小企業者等の少額減価償却資産の即時償却の規定（措置法67の5①）のいずれも、事業の用に供した事業年度において適用することができることとされています。

2 ところで、レンタル用資産の事業供用日は、そのレンタル資産の特性によって異なるものと考えられます。

お尋ねのケースのレンタル資産であるクレジットカードの決済端末機についてみると、カード決済

端末機のレンタル事業に係る貸与資産としての事業供用日については、甲社からの購入時ではなく、最初に顧客にレンタルした時と認められます。

したがって、A社におけるカード決済端末機に係る少額減価償却資産の損金算入の規定の適用についても、購入時ではなく、事業供用日すなわち最初にレンタルした日を含む事業年度において損金経理をすることにより、適用可能となるものと考えられます。

- 3 さらに、レンタル資産であるカード決済端末機を減価償却資産とした場合の耐用年数について検討しますと、貸与している減価償却資産の耐用年数は、耐用年数別表において貸付業用として特掲されているものを除き、原則として、貸与を受けている者の資産の用途等に応じて判定することとされています（耐通1-1-5）。

この「耐用年数別表において貸付業用として特掲されているもの」としては、車両及び運搬具の「運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）」のほか、器具及び備品の「生物」の「植物」のうちの「貸付業用のもの」に限られますから、これに該当しない場合には、賃貸資産の賃借人における用途等を勘案して耐用年数を決定すべきこととなります。

そうしますと、レンタルしたカード決済端末機は、賃借人においてクレジットカードの決済に際し、クレジット会社とのオンラインシステムにおける端末機器として使用されるものと認められますから、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「2事務機器及び通信機器」の「その他の事務機器」に該当するものとして、耐用年数5年を適用するのが相当と考えられます（耐通2-7-7）。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。